



資料 1－1

第 2 0 2 3 0 0 2 1 5 4 1 6 号
令和 5 年 1 2 月 1 日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部長 岡垣 敏生
(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針の一部変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 1 4 条第 9 項の規定により、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を一部変更したいので、同条第 1 0 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき諮問します。

（担当）水産振興局漁業調整課 資源管理担当 野々村

電話 0 8 5 7 － 2 6 － 7 3 0 3、ファクシミリ 0 8 5 7 － 2 6 － 8 1 3 1

鳥取県資源管理方針の一部変更について(カタクチイワシ対馬暖流系群の追加)

令和 5 年 12 月 6 日

漁業調整課

1. 全体背景

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行され、資源管理は TAC 管理が基本となり、現在、国により TAC 魚種の拡大が進められている(漁獲量ベースで 8 割を TAC 管理)。

現状(8 魚種)		追加候補(20 魚種)		
旋網漁業	①クロマグロ ②マアジ ③マサバ (ゴマサバ) ④マイワシ	旋網漁業	①カタクチイワシ	②ウルメイワシ
		沖合底びき網漁業	③ニギス ④アカガレイ	⑤ソウハチ ⑥ムシガレイ
		べにずわいかご漁業	⑦ベニズワイガニ	
沖合底びき網漁業	⑤ズワイガニ	沿岸漁業	⑧ブリ ⑨サワラ ⑩ヒラメ	⑪マダイ ⑫トラフグ ⑬ムロアジ類
イカ釣り漁業	⑥スルメイカ			
鳥取県対象外	⑦サンマ ⑧スケトウダラ	鳥取県対象外 ※系群外等	⑭マダラ ⑮ホッケ ⑯イカナゴ	⑰マガレイ ⑱ヤナギムシガレイ ⑲サメガレイ ⑳キンメダイ

2. かたくちいわし対馬暖流系群の鳥取県資源管理方針への追加

国が策定する資源管理基本方針(以下、「国方針」という。)に特定水産資源「カタクチイワシ対馬暖流系群」及び「ウルメイワシ対馬暖流系群」が追加(令和6年1月1日施行)されることから、鳥取県資源管理方針(令和5年9月 1 日告示第427号)(以下、「県方針」という。)について、カタクチイワシの資源管理について定める必要がある(ウルメイワシは漁獲実績が1トン未満であり、今後も漁獲が見込まれないと考えられるため、策定する必要はない)。

そのため、カタクチイワシを追加する変更を漁業法第 14 条第9項の規定により行うこととし、県方針案(資料1-3・1-4)について、同条第 10 項において準用する同条第4項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会へ諮問する。

※国方針の一部変更の改正規定は、12 月上旬告示、令和6年 1 月 1 日施行予定。

3. 変更内容

(1)別紙1-6 かたくちいわしの追加

・現時点では、当県への具体的な数量管理が求められない見込みのため、知事管理区分は「鳥取県かたくちいわし漁業」のみとし、漁獲可能量は全量を「鳥取県かたくちいわし漁業」へ配分する。

・それ以外の項目は、国の資源管理基本方針で定められた内容のとおり。

項目	内容
第1 特定水産資源	かたくちいわし対馬暖流系群 ⇒かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法等	鳥取県かたくちいわし漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし採捕する漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域を対象とし、漁獲可能期間は周年とする。 (2) 漁獲量の管理の手法等 漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分。
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	かたくちいわしのうち、しらす(体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。
第5 その他資源管理に関する重要事項	資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。 ⇒漁獲可能量による管理の段階的導入(※)

※

ステップ1	漁獲量の報告義務づけ等（原則1年間）	最長3年間を想定
ステップ2	府県へのTAC数量配分試行 ステップ3に向けた管理運用の検討・試行 （原則1～2年間）	
ステップ3	TAC設定・府県への配分 指導・採捕停止命令を伴う管理、必要な見直し	4年目～

国方針では、「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」において、「かたくちいわしのうち、しらすを漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」と示されている。一方、国方針により、かたくちいわしは漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）が適用されるステップアップ管理対象資源となっていることから（資料1-5・1-6）、ステップアップ管理期間中（ステップ1及び2）は、しらすを漁獲する漁獲努力量について、具体的な上限の規定は、不要であり、ステップ3以降に規定が必要となることについて、国の指導があった。早ければ、3年後に具体的な上限の規定が必要となるため、その旨、関係漁協支所と情報共有している。

- (2) 振り番号の一部修正（別紙1-3 まあじ、別紙1-4 するめいか、別紙1-5 まさば及びごまさば）
(3) 文言の一部修正（2-17 しらす）

4. 今後の想定スケジュール（予定）

- 12月6日 県方針の一部変更の鳥取海区漁業調整委員会へ諮問・答申
12月上旬 県方針の一部変更（部長決裁）の国申請
12月中旬 国承認（申請後1週間程度必要）
12月下旬 変更後の県方針の公表（漁業調整課ホームページ、告示）

【根拠法令】 漁業法（昭和24年法律第267号）⇒（都道府県資源管理方針）第十四条

都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理に関する基本的な事項
- 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
- 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準
- 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
- 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第 1～第 7 略 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 1－1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙 1－6 かたくちいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 2－1 あわび類」から「別紙 2－22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1－1・別紙 1－2) 略 (別紙 1－3) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 鳥取県まあじ漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略 (別紙 1－4) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 鳥取県するめいか漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略 (別紙 1－5) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 鳥取県まさば及びごまさば漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略 (別紙 1－6) 第 1 特定水産資源	第 1～第 7 略 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針 特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 1－1 くろまぐろ(小型魚)」から「別紙 1－5 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 2－1 あわび類」から「別紙 2－22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1－1・別紙 1－2) 略 (別紙 1－3) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県まあじ漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略 (別紙 1－4) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県するめいか漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略 (別紙 1－5) 第 1 略 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県まさば及びごまさば漁業 (1)・(2) 略 第 3・第 4 略

<u>かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）（以下単に「かたくちいわし」という。）</u> <u>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>鳥取県かたくちいわし漁業</u> <u>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>イの対象とする漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>（2） 漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。</u> <u>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する。</u> <u>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>かたくちいわしのうち、しらす（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。</u> <u>第5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に規定するステップアップ管理を行う。</u> （別紙2－1～別紙2－16） 略 （別紙2－17） 第1 水産資源 しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲される<u>いわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもの</u>のことをいう。） 第2～第4 略	（別紙2－1～別紙2－16） 略 （別紙2－17） 第1 水産資源 しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲される<u>まいわし、かたくちいわし、うるめいわしのしらす</u>のことをいう。） 第2～第4 略
--	--

(別紙 2－18～別紙 2－22) 略	(別紙 2－18～別紙 2－22) 略
---------------------	---------------------

2 変更年月日

令和 年 月 日

鳥取県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- （1） 水域
- （2） 対象とする漁業
- （3） 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定

の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」

から「別紙 1－6 かたくちいわし対馬暖流系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 2－1 あわび類」から「別紙 2－22 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号 1 (2) に掲げる漁業をいう。)、定置漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。) 及び小型定置網漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第54号) 第 5 条第 1 項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (鳥取県の休日定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) 第 1 号第 1 項に規定する休日 (以下「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで（知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない））とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約 1 割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐろ漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (鳥取県の休日定める条例 (平成元年 3 月 24 日鳥取県条例第 5 号) 第 1 号第 1 項に規定する休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、下表のとおりとする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

区分	漁獲可能量の配分
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量（県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。）とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（さんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する
漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1 隻当たりの自動いかつり機の搭載数 8 台（ドラム数 16 個）とする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「まさば及びごまさば」という。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちゃく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙 1－6)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ）（以下単に「かたくちいわし」という。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわしのうち、しらす（かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

あわび類（くろあわび、めがいあわび）鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位（4.2～8.4トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (94.4~188.8 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－3)

第 1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (25.3～50.6 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

いわがき鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (61.0~122.0 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－5)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（13.2 万トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－6)

第 1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（12.1 千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－7)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（2.2 千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－8)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状（1.5 千トン）以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－9)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状 (1.23) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－10)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 3 年の水準（5.6 千トン）以上に維持することを目指す。

なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－11)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (1.3～2.5) 以上に回復することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－12)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位（8.2 トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－13)

第 1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位（61.1 トン以上）に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－14)

第 1 水産資源

しいら日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準(6.4 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－15)

第 1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（3.2 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－16)

第 1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（32.6 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－17)

第 1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のもののことをいう。）

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（13.9 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－18)

第 1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（55.7～111.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－19)

第 1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（27.0 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－20)

第 1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（10.6～21.2 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－21)

第 1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（16.7～33.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2－22)

第 1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位（8.2～16.4 トン）以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

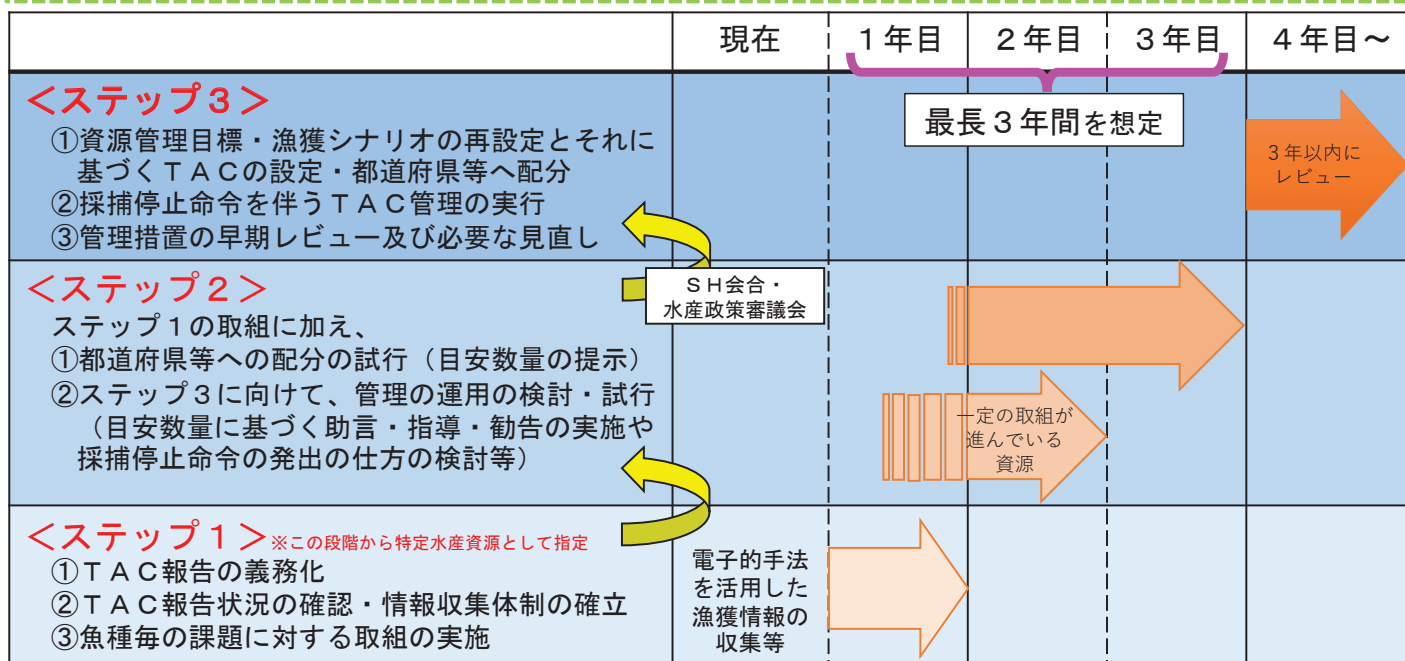
第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

変更年月日

令和5年 月 日

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。
(ステップ1・2で最長3年間を想定)



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

資料 1 — 6

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第1 資源管理に関する基本的な事項 1 (略) 2 資源管理に関する基本的な考え方 (1)～(4) (略) <u>(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方</u> <u>新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。</u> <u>このような資源については、漁獲可能量による管理に係る全ての取組（漁獲量の報告、漁獲可能量の配分、採捕の停止等の命令等）を同時に導入するのではなく、取組を段階的に導入・実施し、漁獲量等の報告体制の整備や、管理における課題の把握・解決等を図っていくことが、当該資源の特性やその漁業実態等に適合した漁獲可能量による管理を可能とし、その円滑な実施を実現するために適切かつ効果的である。</u> <u>このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実施する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする</u>	第1 資源管理に関する基本的な事項 1 (略) 2 資源管理に関する基本的な考え方 (1)～(4) (略) (新設)

。なお、ステップアップ管理を行う特定水産資源（以下「ステップアップ管理対象資源」という。）は、別紙２において示すこととする。

① ステップ１

ステップ１は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。なお、状況等によってはステップ１の段階は省略することができることとする。

ステップ１における取組の具体的な内容は以下のとおりとし、資源管理の目標や漁獲可能量を設定する一方、都道府県及び大臣管理区分に対する漁獲可能量の具体的な配分数量の設定や法第33条に基づく採捕の停止等の命令（以下「採捕停止命令等」という。）は行わないものの、ステップ１の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うものとする。また、ステップ１の期間は１年間を想定し、その後、ステップ２に移行する。

ア 漁獲可能量による管理

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量については、具体的な配分数量は設定せず、同項第１号の漁獲可能量の内数として設定することとする。ただし、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の参考となる数量として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

イ 漁獲可能量による管理以外の手法

漁獲可能量による管理以外の管理手法による自主的な管理を引き続き実施するとともに、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証する。

ウ 資源調査及び資源評価

収集された漁獲量等のデータは資源評価の改善に活用することとする。

② ステップ 2

ステップ 2 は、ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。

ステップ 2 において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ 2 の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ 3 以降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

ステップ 2 の期間は 2 年間を想定し、この期間において、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題解決の取組について、十分に進展することを目指す。

③ ステップ 2 からステップ 3 への移行

ステップ 1 及びステップ 2 での取組について十分な進展があった場合に、ステップ 3 の取組を開始することとする。このため、ステップ 3 の開始に先立ち、農林水産大臣は、ステップ 1 及びステップ 2 における取組結果や、漁獲可能量の管理の実施により収集された漁獲量等のデータに基づいて更新された資源評価結果を基に、資源の状況と併せて、資源管理の目標や漁獲シナリオ、漁獲可能量の配分基準、対象資源の

特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について、その案を公表し、周知をした上で、本則第8の1(1)に定める資源管理の方針に関する検討会を開催し、漁業者や加工流通業者等に対して説明をし、その意見を聴くための機会を設けるものとする。

④ ステップ3

ステップ3は、資源管理に関する基本的な考え方及び③の検討会を経た上で最終的に定められた新たな資源管理の目標、漁獲シナリオ、配分基準等に基づき管理を行う段階であり、ステップアップ管理対象資源でない特定水産資源と同様、都道府県及び大臣管理区分への具体的な数量の配分や採捕停止命令等を行うことができる段階とする。ただし、農林水産大臣は、本則第9の規定にかかわらず、ステップ3の開始後遅くとも3年後までに、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の状況その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更することとする。

当該資源管理基本方針の検討及び必要な変更をもって、ステップアップの考え方による管理は終了し、以降はステップアップ管理対象資源でない特定水産資源として管理を行う。

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

第2～第12 (略)

(別紙2-2 くろまぐろ(大型魚))

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② （略）

③ 漁獲割当割合の有効期間

二管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア （略）

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。ただし、当該期間に令和3管理年度が含まれる場合は、当該管理年度の期間を除く2年間とする。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ （略）

（削る）

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

①・② （略）

③ 漁獲割当割合の有効期間

二つの管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア （略）

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう。以下この管理区分において同じ。）における当該船舶のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この管理区分において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ・エ （略）

オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲

⑤～⑨	(略)
4・5	(略)
第6～第9	(略)
(別紙2-4)	さんま
第1～第5	(略)
第6	漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1	漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
(1)	都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
①	漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、 <u>令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。</u>
②・③	(略)
(2)・(3)	(略)
2～5	(略)
第7～9	(略)
(別紙2-5)	まあじ
第1・第2	(略)
第3	資源管理の目標
	まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

	<u>量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る</u>
⑤～⑨	(略)
4・5	(略)
第6～第9	(略)
(別紙2-4)	さんま
第1～第5	(略)
第6	漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
1	漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
(1)	都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
①	漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、 <u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。</u>
②・③	(略)
(2)・(3)	(略)
2～5	(略)
第7～9	(略)
(別紙2-5)	まあじ
第1・第2	(略)
第3	資源管理の目標
	まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右する

のは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

のは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和5管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和4管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的漁獲可能量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4・第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) (略)

2～5 (略)

第7～第9 (略)

(別紙2-6) まいわし太平洋系群

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年（2023年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 令和6年（2024年）及び令和7年（2025年）は、令和5年（2023年）の資源評価の結果、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえ、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.3を乗じた値とする。ただし、毎年の資源評価の結果、当該期間及び令和8年（2024年）のいずれかの年の親魚量が、目標管理基準値を下回る場合には、資源管理の方針に関する検討会を開催し、これを見直す。

(3) 令和8年（2026年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和2年（2020年）から令和4年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

令和2年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和13年（2031年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回る状態を維持するよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 令和6年（2024年）から令和13年（2031年）までは、以下のとおりとする。

①～③ (略)

3 (略)

第5 (略)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略) 第7～9 (略) (別紙2-7) まいわし対馬暖流系群 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> (2) (略) 2～4 (略) 第7～9 (略)	2～5 (略) 第7～9 (略) (別紙2-7) まいわし対馬暖流系群 第1～第5 (略) 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、<u>平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。</u> (2) (略) 2～4 (略) 第7～9 (略)
---	--

別紙 2－38 の次に、次の別紙を加える。

(別紙 2－39 かたくちいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 かたくちいわし対馬暖流系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 7 までにおいて同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年12月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 68千トン (0 歳及び 1 歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 32千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 4 千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 4 年 (2022年) の資源評価に基づき、親魚量が令和16年 (2034年) に、少なくとも50パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、0歳及び1歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 かたくちいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分 3 秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の3(2)のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

- 1 都道府県知事は、かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。
- 2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

うるめいわし対馬暖流系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 54千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 18千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたうるめいわし対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的漁獲可能量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 うるめいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間

(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を
超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第 1 条第 1
項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。)) は算入しな
い。)

2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域 (オホーツク海、日本
海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。) のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域 (外国
の領海及び排他的経済水域 (大韓民国にあっては許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域、
中華人民共和国にあっては同表の 12 の項の上欄に掲げる区域) を除く。)

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度 7 分44
秒の点 (イにおいて「A点」という。) に至る直線

イ A点から北緯31度13分 3 秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

第1の3(2)のステップ2の取組が開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の漁獲可能量の追加等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２－３９及び別紙２－４０の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙２－３９及び別紙２－４０の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。